

長野市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成20年9月2日

長野市監査委員	小林昭人
同	高波謙二
同	内山国男
同	小山岑晴

第1 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

対 象	期 間
総務部 信更支所、長沼支所、芋井支所、戸隠支所（戸隠キャンプ場、 荒倉キャンプ場）、芹田支所、吉田支所 保健福祉部 後町保育園、中御所保育園、柳町保育園、子供の園保育園 産業振興部 観光課（戸隠キャンプ場、荒倉キャンプ場） 教育委員会 長沼公民館、信更公民館 加茂小学校、緑ヶ丘小学校、裾花小学校、徳間小学校、 東部中学校	平成20年4月9日から 平成20年8月4日まで

第2 監査の方法

平成19年度、20年度の財務に関する事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員からの説明を聴取するとともに、抽出による書類監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、また、現金の取扱い及び備品の管理状況については、抽出による実地監査を実施した。

1 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 施設の管理状況

第3 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、一部に検討・改善を要する事例が見受けられた。

なお、検討・改善を要する事例及びそれらについての意見は、次のとおりである。

その他軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

1 収入に関する事務について

(1) 収納金の還付方法を改めるべきもの

公民館の成人学校受講料について、講座の中止等で還付が生じた場合に、収納金の中から直接現金で還付していた。

還付金の処理については、戻出命令により適正に処理されたい。

【長沼公民館】

(2) 領収書の発行を適切に行うべきもの

荒倉キャンプ場の使用料について、事前に連番号を振られていない領収書が使用されていた。

連番号のない領収書は不正利用につながる恐れがある。事前に連番号を振り、適切に領収書を発行されたい。

【観光課、戸隠支所】

(3) 収納金の払込みを適切に行うべきもの

保育園の一時保育料について、また、公民館の印刷機・コピー使用料について見たところ、指定金融機関等への払込みが遅れていた。

収納した現金は速やかに指定金融機関等へ払い込むこととされているので、事務処理を適切に行われたい。

【柳町保育園、長沼公民館】

(4) 学校徴収金の管理を適切に行うべきもの

学校長へ委任払をしている就学援助費について、資金を受け入れている預金口座が用途の異なる補助金と同一であるため、預金利子が区別できず、処理されていなかった。

預金利子は目的によって取扱いが異なるので、目的別に管理できるよう事務処理を適切に行われたい。

【徳間小学校】

2 支出に関する事務について

(1) 定期券の管理を適正に行うべきもの

遠距離通学費補助金について、学校長が一括購入して定期券を支給していたが、定期券の写しが一部保管されていなかった。

長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付要綱に基づき、適正に行われたい。

【加茂小学校】